

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称	大 阪 府 港 警 察 署 協 議 会	
開催日時	令和4年7月7日（木）午後3時00分から 午後4時00分までの間	
開催場所	大阪府港警察署 講堂	
出席者	委 員	奥村会長 葛川委員 柚友委員 有田委員 増永委員 西林委員 宮原委員 瓜生委員 徳重委員
	警 察	署長 副署長 総務課長 留置管理課長 会計課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 広聴相談係長
議事概要	<p>1 会長挨拶</p> <p>委員の皆様、署員の皆様にはお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>コロナ禍で協議会が開かれない間、港区の防犯、交通安全情報等に関心を持って参りましたが、やはり警察幹部の皆様からお教えいただくことが大事だと感じています。</p> <p>貴重なお話をいただき、また委員の皆様からは闊達な意見交換をさせていただければと思います。</p> <p>本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>2 署長挨拶</p> <p>本日は暑い中、そしてお忙しい中、万障繰り合わせの上御出席いただき本当にありがとうございます。</p> <p>私の方から当署の管内情勢について説明します。</p> <p>刑法犯の認知件数は全体的には下がっていますが、特殊詐欺事件は、現時点で6件発生し、約7百万円もの被害が発生しています。</p> <p>高齢の被害者がATMに誘導されてお金を騙し取られたという被害であり、どうか委員の皆様も地区に帰られた際には「ATMでお金が返ってくることはない。そんな電話は詐欺と思うように。」と広めていただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>	

その他、弁天町の駅周辺を中心に自転車の盗難被害が若干、増加傾向にあり、地域課を中心に警戒啓発活動等を行っております。

生活安全課では、弁天町駅前における風俗店の客引きに関する相談を受けて対応し、対象店舗に警告措置を行いました。

管内の交通事故については減少しており、死亡事故も昨年2月以降発生しておりませんが、自転車の関係する事故は依然として多く、全体の約4割を占めています。

高齢者が交差点における出会い頭や、左折する車に巻き込まれるという事故に遭われるケースが多く見られることから、交差点活動及び啓発活動を行っています。

「港区で悪いことはさせない。港区で悪いことをしたら必ず捕まえる」という気概で職務に邁進しておりますので引き続きの御支援を賜りますようお願いいたします。

3 議事

(1) アルコール検知器による検知について

【委員】

道路交通法施行規則の一部改正により、業務で運転しようとする運転者及び終了した運転者に対し、飲酒運転の有無確認をアルコール検知器を用いて行い、記録、保管することは周知し取り組もうとしています。

しかし、現状では、世界的な半導体不足により弊社で採用しようとしているメーカーが10月1日に納期が間に合わないとの回答が返っています。

簡易の検知器で凌いでいますが、この様な対応でよろしいでしょうか。

御教示ください。

【警察】

運転開始前、終了後に行うアルコール検査の検知器は、検知できれば、特段、機器の指定はありませんが、故障等を防止するため、使用期限、使用回数が明示されている物を選ばれることを推奨します。

【委員】

業務でマイカーを使用する場合、運転者は検知を要しますか。

【警察】

業務でマイカーを使用する時点で、安全運転管理者の配下にマイカーも属しますので、ほかの事業所の車同様、使用に際しては検知を要

します。

(2) 港晴小学校前道路の交通規制について

【委員】

通学路のための通行車両の時間規制ならびに大型車両の規制の件についてお聞きしたい。

道路標識の設置状況についても教示いただきたい。

【警察】

港晴小学校東側に隣接する道路は、小学校の授業への配慮等から、10時から15時の間、南から北向きにのみ大型車両の通行が禁止となっています。

この道路は付近の物流の大動脈の一つとなっており、双方向大型車両の通行を規制すると、付近道路の渋滞及び住宅地への大型車の流入等が危惧されることから、同道路に関しては、現状の片方向のみの規制としています。

小学校近くの通学路を大型車が通っていることについては我々も認識しており、交通の円滑な流れを保ちつつ児童の安全な通学を維持するため、学校前の横断歩道等における指導取締りを最優先に考えて対応していきます。

質問にありました規制標識につきましては、八幡屋3丁目交差点及び小学校前の交差点に設置しています。

(3) 少年の犯罪情勢について

【委員】

区内の青少年の主な犯罪の実例とその対策について説明いただきたい。

【警察】

(管内における1月から6月までの少年の検挙及び補導件数等について説明)

支援団体等と連携を取りながら対策を行っておりますが、連携先の主なものとしまして、青少年クリニックがあげられます。

同所では臨床心理士等の資格を持つ相談員が面接やいろいろな心理テストを行って問題行動の要因を探り、子供の特性に合った指導方法を考え、保護者の方にも結果をお話して助言を行っています。

その他、当署では、触法少年を補導した際には、約1か月後に直接面接して、非行が進んでいないか、考え方が誤った方向に向いていないか等を聞き取りにより判断して、必要な指導を行っています。

14歳以上の犯罪少年等につきましては、2週間に1回くらい、3

議事概要

か月程度継続的に面接して、非行が進んでいないか、生活態度に乱れがないか、非行が進まないように聞き取りをしたり、保護者と話をし
て適宜指導を行っています。

【委員】

対策をお聞きしましたが、それら対策によって、犯罪を繰り返すこ
とは少ないと理解してよろしいでしょうか。

【警察】

そのように御理解ください。

(4) 反社会的勢力の実情について

【委員】

区内の反社会的勢力の実態と区民への影響について説明いただきた
い。

【警察】

暴力団の構成員や半グレのグループに属する者が身分を隠して居住
していることは十分考えられます。

一般に、マンション一室を利用したアジトが考えられますが、最近
では一軒家を借り上げたものや、借金等で家人が夜逃げした後の家を
占有してアジトとして使用していた例もあります。

昼間、個人宅に複数の若い者がコンビニの弁当を持って入って行っ
たり、家の前に複数の自転車が止まっている等、些細なことでも気にな
ることがあれば、警察に連絡をいただきたいです。